

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 2月6日

近畿地方整備局

京都国道事務所長 丹羽克彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、京都国道事務所が行う工事の発注に必要な発注図書及び積算関連資料の作成を行うとともに工事費の積算を行うものであり、業務内容やデータの取り扱いには厳格な守秘とともに、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が求められる。また、業務の実施にあたっては、現地の状況を踏まえた工程計画や仮設計画等の立案をすることから、設計基準や工事に関する専門的な知識と豊富な経験を有しているとともに、積算基準の取りまとめを行った実績とその能力が必要であることから、(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1)業務名 平成19年度京都国道積算補助業務

(2)業務内容 京都国道事務所が行う工事の発注に伴う積算資料の作成及び基礎データ入力

(3)履行期限 契約の翌日から平成20年3月31日

3. 業務目的

本業務は、土木事業に係る工事の発注に伴う積算資料作成及び設計書作成等のための基礎データの入力に関する業務を行うことを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を技術提案書提出時に受けている者及び平成19年4月1日より資格が有効となる近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請をしている者。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

詳細設計成果や発注方針を踏まえ、現場条件に即した施工方法や仮設計画を検討した施工計画の作成、施工計画に基づいた発注図面や数量総括表の作成をした上で積算を行うことから、設計・施工・積算と工事発注に関して一貫した専門的な知識と豊富な経験を有していること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績、受注希望がある企業との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。

(4) 守秘性に関する要件

- ・守秘義務の順守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ・守秘義務の順守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

(5) 業務執行体制に関する要件

京都府京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡、船井郡京丹波町に本・支社(店)または営業所があること。

常時、積算業務を実施する担当技術者とその体制が確保していること。

本業務を独立した執務室で実施できるとともに執務室のセキュリティーが確立されていること。

(6) 業務実績に関する要件

元請けとして、平成13年度以降において完了し引き渡しが進んでいる業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有している者。

- ・同種業務：近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）の積算基準書を用いて発注した積算業務。
- ・類似業務：近畿地方整備局管内の各府県政令市の積算基準書を用いて発注した一般国道又は一級河川に係る積算業務。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒600-8234 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808

国土交通省近畿地方整備局 京都国道事務所 経理課 契約指導係

TEL：075-351-3300（代） FAX：075-353-7079

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年2月6日から平成19年2月26日まで

（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から17時00分まで）

(1)に同じ。

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年2月27日17時00分 (1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）

または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限：

平成19年3月12日 17：00

(4) 詳細は説明書による。